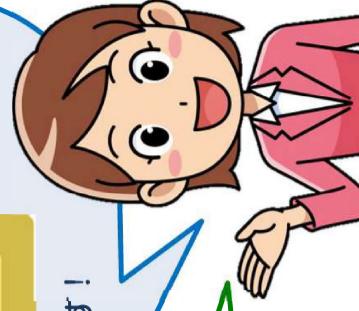


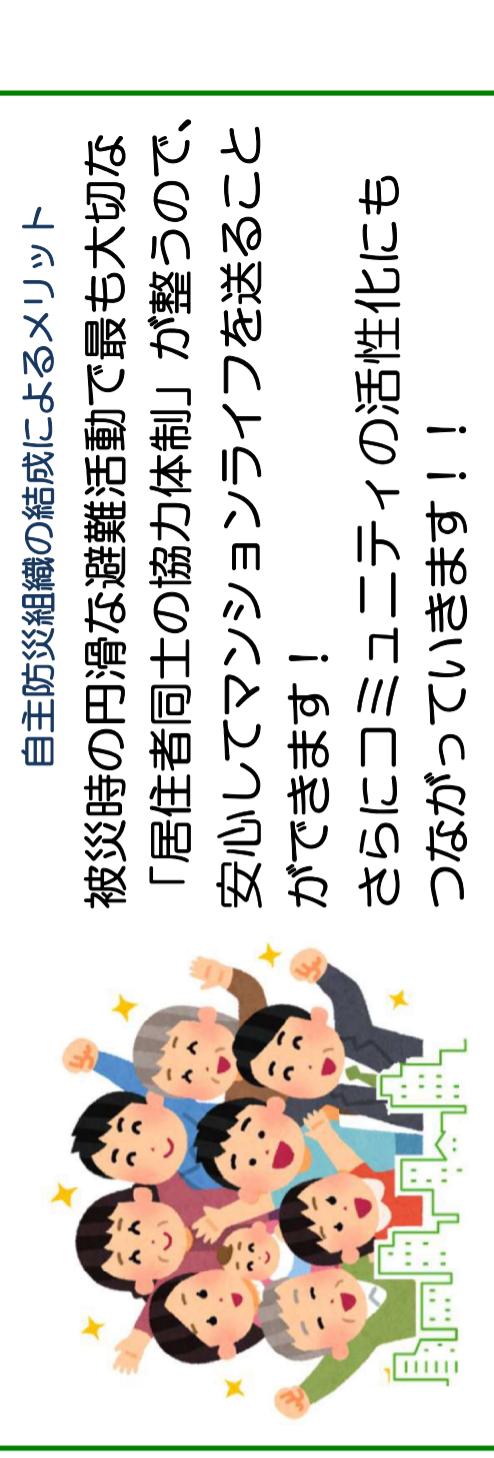
まずは、**防災活動1つ星**から！

マンションの防災力を向上していきませんか？



認定をとったマンションには、認定マークをお渡します！

防災活動1つ星の認定の条件は、
「**自主防災組織の結成**」
を行っていることです！



被災時の円滑な避難活動で最も大切な
「居住者同士の協力体制」が整うので、
安心してマンションライフを送ること
ができます！

さらにコミュニケーションの活性化にも
つながっていきます！

防災活動の認定要件に関するQ&A

自主防災組織の防災訓練と火災訓練とは違うものですか？

防災訓練とは地震災害を想定して行う訓練であり、火災訓練（消火訓練等）とは異なります。火災訓練時に、防災マニュアルに基づく安否確認訓練や防災備品の確認等の内容を加えて実施すれば、防災訓練となります。

家具の転倒防止対策は全戸が実施していることが条件ですか？

チラシの配布等により全戸に啓発を実施していれば、要件を満たします。
ただし、啓発については毎年実施するなど、取り組みの継続をお願いします。

地域の防災訓練へ参加する人数に規定はありますか？

規定はありませんが、地域との顔の見える関係づくりをその主旨としているので、訓練開催のお知らせチラシの回観など取り組みにより、多くの居住者の方の参加を促すことが望ましいと考えます。

非常用電源の発電容量に規定はありますか？

スマートフォン充電（10W程度）や避難場所の照明（クリップ式小型ライト100W程度、ハロゲンライト500W程度など）の起動に必要な出力が確保ができる容量としてください。
なお発電機の燃料を備蓄する場合は、量や保管方法について規制があるので、消防署に事前に確認ください。

「共用トイレとして使用可能な空間」とはどうなものですか？

広さは規定していませんが、施錠できる空間が望ましいと考えます。

簡易トイレ（便袋）を自主防災組織（管理組合等）と居住者で併せて備蓄する場合、分担割合に規定はありますか？

規定はありませんが、分担備蓄をする場合は、防災マニュアル等で、簡易トイレの使用が必要な状況について説明したうえで、自主防災組織（管理組合等）の備蓄分と合わせて各戸分20枚備蓄するよう周知をお願いします。

飲料水および食糧の備蓄量はどのくらいですか？

1週間分を確保することになりますが、飲料水は3L／人・日を目安に備蓄量を検討してください。
また、食糧については3食／人・日としていますが、1食の量の規定はありません。
また、簡易トイレと同様、居住者の分担備蓄に規定はありません。

問い合わせ先：仙台市 都市整備局 住宅政策課 TEL 022-214-8306
認定制度のホームページ検索は、**杜の都 防災力 検索**！

防災活動が活発になれば、星の数は最大3つ星まで増やすことができます！

○ ○ ○ 星ごとの認定要件

①防災訓練の実施



+ 右項目のうち
4～7項目を
達成

②地域の防災訓練への参加
③地域の避難所運営に
関する連携

④家具の転倒防止対策
⑤非常用電源の確保
⑥災害用簡易トイレの確保
⑦救急用資機材の整備
⑧飲料水・食糧の確保

自主防災組織を結成していること
(町内会の自主防災組織にマンション単位で加入している場合も含む)

自主防災組織を結成していること
(町内会の自主防災組織にマンション単位で加入している場合も含む)
地震災害を想定した防災マニュアルを作成

下記の8つの自主防災活動のうち、4～7項目を実施していること

「1つ星」認定

自主防災組織の結成

「2つ星」認定

自主防災組織の結成

防災マニュアルの作成

認定項目の実施

「3つ星」認定

自主防災組織の結成

防災マニュアルの作成

認定項目の実施



ご安心ください！ 仙台市は
「マンション防災マニュアル作成支援
専門家派遣事業」を実施しているので、
専門家派遣（最大5回）を無料で受けられます！

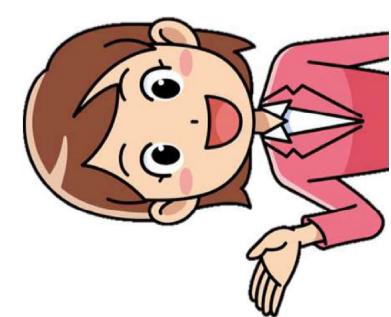
でも
防災マニュアルなんて
つくれるかなあ…

震災を経験した方の声>

立ち上げが必要】だということです。また、マンション単独で3～5日間は生活確保できる備えを行う必要があることも感じました。マンションには各々の分野に精通している方も多いです。被災生活を送る上で協力をいたきました。震災時にはそういう方々の協力をいただくには、日頃からの人材把握、そしてコミュニケーションが必要です。
（「分譲マンション防災マニュアル作成の手引き」より抜粋）



皆さんもこの様に思つたことはないでしょうか？
防災力を向上するためにには、マンションに
お住まいの方皆さんの協力が必要です！
この制度を1つのきっかけとして、防災について
皆さんで考えてみてはいかがでしょうか！



救助用資機材並びに防災用品が確保されていること
(救助用資機材) バール、ハンマー、ジャッキ、担架、救急箱
(防災用品) 携帯用ラジオ、懐中電灯、ロープ、防水シート、
粘着テープ、炊き出し用品、バケツ、給水用容器
飲料水・食糧の確保

自主防災組織（管理組合等）と各住戸の備蓄分を併せて1週間分を確保すること

次ページ以降に、認定取得の際に問い合わせのあつた質問をQ&A形式に
まとめましたので、検討の際に参考にしてください。